

令和3年

2月農業委員会総会議事録

■日 時	2021年（令和3年）2月12日（金）14：30～14：50	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 (敬称略) (議席順)	[農業委員] 計(10名) 1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 4 5 田口 榮男 6 藤原 松男 7 8 岡田 如弘 9 福本 敏行 10 飯阪 保 11 森 勝義 12 友田 博文 13 式森 彦人 [欠席委員] 計(3名) 3 辻野 清一 4 西辻 達佳 7 前田 敏行 [事務局] 計(4名) 中塚 好一 富永 利幸 西川 秀士 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>皆さん、少し遅れているところ申し訳ございません。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年2月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長が他の会議のため遅れていますので、藤原副会長に御挨拶をよろしくお願いいたします。</p>
副会長	<p>(時節の挨拶)</p> <p>では、早速ですが、今から令和3年2月の農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日委員会に出席されております委員は10名でございます。</p> <p>欠席の旨連絡のありました委員は、4番、西辻委員、7番、前田委員でございます。</p> <p>友田会長におかれましては、他の会議で多少遅れるということを事前にお聞きしています。</p> <p>したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、藤原副会長、議事進行、よろしくお願いいたします。</p>
副会長	<p>分かりました。</p> <p>本日の議事録署名人は、5番、田口榮男委員、6番、藤原松男副会長にお願いいたします。</p>

(両委員の承諾あり)

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

2月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から第2号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、上代町の物件について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 事務局の西川でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は上代町で、地目は畑、面積は216平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりとなっております。

また、農地基本台帳において、小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、街区の面積に占める住宅面積の割合が40%を超える区域にあり、3種農地と判断いたします。

転用目的は、自己の居宅を建築することのことです。

続きまして、地区担当の立花委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は現在耕作されていない農地であり、申請地を転用することによる周辺農地及び水路などへの影響はない。申請者に電話確認したところ、転用目的は申請内容に間違いなく、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

副会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしの御意見ですので、議案第1号、番号1については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権の設定1件、所有権の移転1件に関する申請を別紙のとおり定めるものといたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1、上代町の物件について事務局から説明願います。

事務局 議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は上代町で、地目は畑、面積は171平方メートル、転用目的、設定人、被設定人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において、小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、街区の面積に占める住宅面積の割合が40%を超える区域にあり、3種農地と判断します。

被設定人は、設定人である父の所有地に使用貸借権を設定し、自己の居宅を建築するものです。

続きまして、地区担当の立花委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は現在耕作されていない農地であり、申請地を転用することによる周辺農地及び水路などへの影響はない。申請者に電話確認したところ、転用目的は申請内容に間違いなく、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、番号1については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。

続きまして、議案第2号、番号2、仏並町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は畑、面積は250平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において、小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、2種農地と判断します。

譲受人は、中古車販売・修理業を営む法人であり、使用済み自動車の再資源化のため、回収した自動車を保管する資材置場に転用するものです。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認し、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などには影響がないと認められる。譲渡人、譲受人に確認したところ、転用目的は申請内容のとおり間違いなく、許可後、速やかに地目変更するとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員においても、この件に関し意見などはございません

でした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく  
お願いいたします。

副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、番号2については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いた  
します。

次に、議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和  
55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画11件を、別表のと  
おり定めるものとする。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、番号1から3、浦田町の物件について、関連があることから一括説明  
願います。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書7ページ、1番から3番について、関連があることから一括説明させていた  
だきます。

物件の所在地は浦田町で、地目は田6筆、面積は合計4,013平方メートルでご  
ざいます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、  
農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がな  
いことを確認しております。

続きまして、地区担当の廉林推進委員から受けました調査結果の報告をいたしま  
す。

現地確認を行い、休耕地であり、貸し手3名に電話と面談にて意思確認いたしまし  
た。借り手は、申請地で花卉栽培する予定です。申請どおり問題ありませんとの報告  
を受けております。

また、農地利用最適化推進委員においても、この件に関し意見などはございませ  
んでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく  
お願いいたします。

副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

御異議なしということでさせていただきます。議案第3号、番号1から3について

は、決定させていただきます。

議案第3号、番号4から11、善正町の物件について、関連があることから一括説明といたします。

事務局から説明願います。

事務局 議案書7ページから9ページ、4番から11番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は善正町で、地目は畑10筆、面積は合計2万7,930平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の森勝義委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手全員に電話にて意思確認いたしました。貸し手には申請地を貸すことに同意されております。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

2番 ちょっと補足説明していただきたいんですが、借り手のいずみエコロジーファームということで、関連になっておりますが、私、この会社の中身をよく知らないの、概要で結構ですから、どういうことをやっているのか、それについて少し補足説明お願いしたいんです。

副会長 事務局、よろしく。

事務局 いずみエコロジーファームにつきましては、和泉市のいぶき野にございます生協の関連会社でございます。障害者を雇用して、ハウスで軟弱栽培をするということで、ただいま和泉市の善正団地のほうでハウスで野菜栽培をされているという会社になってございます。

以上でございます。

2番 いずみ市民生協やね。

事務局 そうです。

2番 そしたら、もう何ぼか実績があるんや、今ね。

事務局 もう過去からずっとこちらのほうでされておりますので。

2番 はい、了解しました。

副会長 これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

議案第3号、番号4から11については決定することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書10ページ、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理したので報告いたします。

議案書11ページを御参照ください。

続きまして、議案書12ページ、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転6件、使用貸借権の設定1件を専決することにより受理したので報告いたします。

議案書13から14ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。

これで農業委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会時間 14時50分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員